

雨水利活用条例の適用について

雨水利活用条例第7条に基づく「雨水排水計画の届出」が必要かどうか以下のフローでご確認ください。

はい →

いいえ →

★共通：浸透不適地（傾斜地、擁壁地等）の場合は、雨水の浸透を行わない。



建築物



道路、公園、広場、
緑地、駐車場

